

（仮称）洋野風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 2 9 年 5 月

日本風力開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 29 年 3 月 7 日（火）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成 29 年 3 月 7 日（火）付 岩手日報

※平成 29 年 4 月 4 日（火）、5 日（水）に開催する説明会についての公告を含む

- ・平成 29 年 3 月 7 日（火）付 デーリー東北

※平成 29 年 4 月 4 日（火）、5 日（水）に開催する説明会についての公告を含む

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報ひろの平成 29 年 3 月号（No.135）（別紙 2-1 参照）
- ・広報くじ平成 29 年 3 月号（No.265）（別紙 2-2 参照）

③インターネットによるお知らせ

平成 29 年 3 月 7 日（火）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・岩手県のウェブサイト（別紙 3-1 参照）

<http://www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/jokyo/053502.html>

- ・洋野町のウェブサイト（別紙 3-2 参照）

<http://www.town.hirono.iwate.jp/docs/2017030600016/>

- ・久慈市のウェブサイト（別紙 3-3 参照）

<http://www.city.kuji.iwate.jp/>

- ・日本風力開発株式会社 ウェブサイト（別紙 3-4 参照）

<http://www.jwd.co.jp/hirono>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 4 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 洋野町役場種市庁舎 2 階 企画課
岩手県九戸郡洋野町種市 23-27
- ・ 洋野町役場中野支所
岩手県九戸郡洋野町中野第 5 地割 62
- ・ 久慈市役所侍浜支所
岩手県久慈市侍浜町向町第 8 地割 3-2
- ・ 岩手県県北広域振興局（久慈地区合同庁舎）
岩手県久慈市八日町 1-1

②インターネットの利用による縦覧

- ・ 日本風力開発株式会社 ウェブサイト
<http://www.jwd.co.jp/hirono>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：平成 29 年 3 月 7 日（火）から平成 29 年 4 月 6 日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 0 件であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 264 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日：平成29年4月4日（火）
- ・ 開催場所及び時間：
14:00～15:30 中野漁村センター（岩手県九戸郡洋野町中野第10地割21）
来場者数：7名

- ・ 開催日：平成29年4月4日（火）
- ・ 開催場所及び時間：
18:00～19:30 洋野町民文化会館セシリアホール（岩手県九戸郡洋野町種市24-124-3）
来場者数：5名

- ・ 開催日：平成29年4月5日（水）
- ・ 開催場所及び時間：
18:00～19:30 久慈市侍浜地区農村センター（市民センター）（岩手県久慈市侍浜町向町第8地3-2）
来場者数：4名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成29年3月7日（火）から平成29年4月20日（木）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙4参照）
- ②日本風力開発株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

2名の方から合計で22件の意見が提出された。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

表 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

1. 動物について－1

No.	意見	事業者の見解
1	1. コウモリ類の専門家に意見を聞くこと 風力発電アセスメントにおいて最も重要な分類群（コウモリ類および鳥類）についてのヒアリングが行われていない。鳥類に比べてコウモリ類の研究者は少ないため、地域を問わず専門的知識と経験（論文等を多数執筆している）のある研究者に意見を聞くべきである。	地域を問わず専門的知識を有している有識者にヒアリングを実施しております。
2	2. バットディテクター調査による任意調査について 任意調査は風力発電機建設予定場所を必ず調査すること。入感場所の位置と時刻も記録すること。調査範囲周辺等に調査の重点は置かないこと。	任意調査については、調査時の安全面にも配慮しながら実施いたします。「調査の重点」としては対象事業実施区域及びその周囲のコウモリ相を把握することとしておりますため、基本的には対象事業実施区域及びその周囲を対象に調査を行います。風力発電機設置位置の全ての箇所について調査を実施する予定ではありませんが、調査地点は対象事業実施区域及びその周囲全体を把握できるような代表的な地点を選定しております。確認位置及び時刻などについても記録します。
3	3. 高度別飛翔状況調査について 風況観測塔に設置するマイク向は 30m から下方向および 50m から上方 45 度方向の 2 本で十分である。また、樹木等を利用する場合のマイク向は、樹幹より上方の空間のみで十分である。その代わりに、それぞれ 2 地点以上、活動期（5 月から 11 月）の 7 ヶ月間において連続録音を行うこと。	現地調査においては風況観測塔や樹木を利用して高高度のコウモリ類を把握するため自動録音が可能なバットディテクターの設置を検討しております。風況観測塔へは 3 箇所を設置し、樹木を利用する場合は 2 箇所へバットディテクターの設置を予定しております。また、活動期に配慮して調査を実施します。
4	4. 調査期間について 第 6.2-2 表(26)における哺乳類の調査は春、夏、秋、冬に実施すると記載されているが、冬眠中のコウモリ類の捕獲は行わないこと。また、高度別飛翔状況調査を冬季に実施する意味を述べること。	コウモリ類の捕獲調査及び高度別飛翔状況調査については、冬季は実施いたしません。
5	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年 1 頭と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。	コウモリ類についても、生態系において重要な役割の一旦をになっていると認識しております。ただし、国内におけるコウモリ類の生態特性はまだ未解明の部分が多く、風力発電事業による影響も知見がほとんど得られていない状況であるとも認識しております。 現地調査においては十分な調査を行って、生息状況の把握に努めます。その結果により、バットストライク等に関しても必要に応じ有識者の意見を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

1. 動物について－2

No.	意見	事業者の見解
6	■コウモリ類の専門家へのヒアリングについて 風力発電施設供用によるコウモリ類への影響を予測するために、必要十分な調査を行うべきである。必要な調査内容については、鳥類やネズミ類、大型哺乳類などの他分野の「専門家」ではなく、バットストライクについて十分な知識のある「コウモリ類の専門家」にヒアリングを行うべきではないのか。	地域を問わず専門的知識を有している有識者に調査方法についてヒアリングを実施しております。 また、現地調査においてはバットディテクターによる調査、サーチライト（LED）による調査など、効果的な調査機器、手法を用いて影響予測を行います。その結果により、必要に応じて有識者の意見を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。
7	■コウモリ類の調査について コウモリ相調査だけではバットストライクの影響予測や保全措置に必要な情報が得られない。コウモリ類の影響の程度を予測するために、「コウモリ類の専門家」の指導のもと、調査の重点化を行うべきではないのか。	
8	■バットディテクターの探知距離について バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は地上からほとんど探知できない。よって風況観測塔（パルーンは風で移動するので不適切）にバットディテクター（自動録音バットディテクター）の延長マイクを設置し、高高度におけるコウモリの音声を自動録音するべきではないのか。これらは、すでに欧米や国内で行われている一般的な調査手法である。	現地調査においては風況観測塔や樹木を利用して高高度のコウモリ類を把握するため自動録音が可能なバットディテクターの設置を検討します。使用機器については Pettersson 社の D500X 及び D1000X も用いて調査を行います。踏査時におけるコウモリ類の存在確認等、調査の目的に応じてヘテロダイン方式のバットディテクターも併用いたします。 音声解析は研究分野としてまだ未解明の部分が多いことから確実な同定はできないものと認識しております。可能な限り利用頻度や活動時間などの把握に努めます。
9	■バットディテクターの機種について ヘテロダイン方式のバットディテクターは、一度に探知できる周波数帯が狭いので、コウモリの種の識別にはほぼ使用できない。バットディテクターは、周波数解析が可能な方式の機種を使用するべきではないのか。	
10	■コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきではないのか。	
11	■コウモリの音声録音について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。	自動録音調査と捕獲調査の調査日については、可能な限り重ならないように努めます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

1. 動物について－3

No.	意見	事業者の見解
12	■コウモリの捕獲調査について - コウモリの捕獲許可申請及び捕獲調査は必ずコウモリ類の専門家の指導のもとで行うべきではないのか。 6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 - ハーブトラップでは樹冠上を飛翔するタイプのコウモリ（ヤマコウモリやヒナコウモリなど）を捕獲できない。カスミ網なら捕獲できるので、「コウモリ相調査」をするつもりならば「コウモリ類の専門家の指導のもと」でカスミ網も併用するべきであろう。 - 捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、速やかに放獣するべきではないか。 - 捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対に行わないこと）。	- 地域を問わず専門的知識を有している有識者にヒアリングを実施しております。コウモリ類の捕獲については、所轄機関より許可を得て適切に実施いたします。 - 国内におけるコウモリ類の生態特性は未解明な部分が多く、出産哺育期を避けることは極めて困難であると認識しております。捕獲調査においては、可能な範囲で見回りの頻度を増やすなど、適切に対応します。 - 本事業では、設置する場所の状況や設置面積に応じて、ハーブトラップとカスミ網を併用して調査を実施します。 - 捕獲個体については、麻酔を使用せずに、種名、性別、外部計測を行って速やかに放獣します。 - ハーブトラップにつきましては、可能な範囲で見回りの頻度を増やすなど、適切に対応します。
13	■コウモリ類の保全措置について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクのリスクが高くなる。コウモリを保全するため、風力発電機は樹林から200m以上離すべきではないのか？	国内におけるバットストライクの発生メカニズムについては明らかになっていないと認識しております。今後の現地調査の結果に基づいて、有識者の意見も踏まえ、影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行って、保全措置の検討を行います。
14	■コウモリ類の保全措置について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？ なお「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので保全措置は実施しない」といった回答をするかもしれないが、「国内の事例数」が少なくても「保全措置は実施可能」である。	風力発電機のカットイン風速の設定や低風速時のフェザリングがコウモリ類の保全対策に有効であると言われていることは認識しております。 今後実施する現地調査により、コウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、有識者の意見も踏まえた上で影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行って、保全措置の検討を行います。
15	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「ライトアップをしない」ことが「コウモリ類の保全措置として有効ではないこと」を認識しているのか？ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。 仮に「ライトアップをしないこと」をコウモリの保全措置としてあげるならば、「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減した」という事例があるのか述べて。	「ライトアップをしない」といったことにより、直接的な効果としてバットストライクが低減されたという事例は把握しておりません。昆虫類の誘引は風力発電機の塗色にも関係している可能性もある一方、コウモリ類は人工構造物にコロニーを形成する場合があります。コウモリ類の生態特性は未解明な部分が多く、国内におけるバットストライクの発生メカニズムについても明らかになっていないと認識しております。今後の現地調査の結果に基づいて、有識者の意見も踏まえた上で影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行って、保全措置の検討を行います。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

1. 動物について－4

No.	意見	事業者の見解
16	■コウモリ類の保全措置、供用後のモニタリングの実施方法について コウモリは通常、強風では飛ばないため、コウモリの保全措置として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが行われている。清明な事業者ならば、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを理解しているはずだ。 現地調査によりコウモリ類への影響が予測された場合、事業者は適切な保全措置をする必要があるが、そのためには適切なカットイン風速を求める事前調査が必要だ。なぜなら適切なカットイン風速値はケースバイケースで一律ではないからだ。この調査は専門性が高く、鳥類や大型哺乳類など他の分野の専門家ではアドバイスできないだろう。「専門外の素人」に貴重な時間をかけるよりも、コウモリの保全措置について十分な知識のある「コウモリ類の専門家」に、調査手法や時期など適切であるか、きちんとヒアリングを行うべきではないのか。	風力発電機のカットイン風速の設定や低風速時のフェザリングがコウモリ類の保全対策に有効であると言われていることは認識しております。 今後実施する現地調査により、コウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、有識者の意見も踏まえた上で影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行って、保全措置の検討を行います。 また、コウモリ類を含め動物に関し幅広い学識を有する方にヒアリングを実施いたします。
17	■P267 バッドディテクターによる調査について バッドディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバッドディテクターの探知距離を記載すること。 なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バッドディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	現地調査においては風況観測塔や樹木を利用して高高度のコウモリ類を把握するため自動録音が可能なバッドディテクターの設置を検討しております。 なお、バッドディテクターの探知距離については、キャリブレーターを用いて任意では把握しています。 また、バッドディテクターによる任意の調査地点については、可能な限り多様な環境を対象として調査し、調査時の安全面を確保しながら調査を実施することを予定しています。風力発電機設置位置の全ての箇所について調査を実施する予定ではありませんが、調査地点は対象事業実施区域及びその周囲全体を把握できるような代表的な地点を選定しております。
18	■P271 バッドディテクターによる調査地点について バッドディテクターによる調査地点の記載がない。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(45箇所)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	1 地点につき 1 回の調査においては、日没から日の出までの時間帯に設定し、少なくとも 1 週間程度の連続したデータを取得することとしております。ただし、出現状況によりデータの記憶量が変化することや気象状況等により、設置期間についても増減することから調査時間は記載しておりませんでした。
19	■P264 高度別飛翔状況調査の調査日数について 高度別飛翔状況調査による調査時間の記載がない。「コウモリの利用頻度」を調査するつもりならば自動録音機能付きのバッドディテクターを使用して、長期間の録音をするべきではないのか。	

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

1. 動物について－5

No.	意見	事業者の見解
20	■コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖率は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを低減する効果は科学的に確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反するのではないのか。	今後実施する現地調査により、コウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、有識者の意見も踏まえた上で影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行って、保全措置の検討を行います。 風力発電機のカットイン風速の設定や低風速時のフェザリングがコウモリ類の保全対策に有効であると言われていることは認識しております。また、「ライトアップをしない」といったことにより、直接的な効果としてバットストライクが低減されたという事例は把握しておりません。昆虫類の誘引は風力発電機の塗色にも関係している可能性もある一方、コウモリ類は人工構造物にコロニーを形成する場合があります。コウモリ類の生態特性は未解明な部分が多く、国内におけるバットストライクの発生メカニズムについても明らかになっていないと認識しております。今後の現地調査の結果に基づいて、有識者の意見も踏まえた上で影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行って、保全措置の検討を行います。
21	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのか？ 既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと、『カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすること』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「十分実施可能な」、コウモリ類への保全措置であろう。ならば事業者はコウモリ類について、環境保全措置、つまり「カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをする」ことを「事後調査の後」まで先延ばしせず、即実施するべきではないのか？ なお「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。	

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

2. その他

No.	意見	事業者の見解
22	■意見書の提出方法について わざわざ意見を述べるのに、郵送すると費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは金銭的・時間的な負担がかかり大変迷惑だ。なぜ御社は、他の事業者のように E メールや専用フォームで意見を受け付けないのか？ 専用フォームならウィルスの心配も少ないだろう。	意見書の受付方法については、当社における情報セキュリティの観点から E メール等による受付は行わないこととしました。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

○日刊新聞紙における公告

岩手日報、デーリー東北（平成 29 年 3 月 7 日（火））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)洋野風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧致します。

一、事業者の名称 日本風力開発株式会社

代表者の氏名 代表取締役 塚脇 正幸

主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋一丁目四番十四号

二、対象事業の名称 (仮称)洋野風力発電事業

種類 風力(陸上)

規模 発電設備出力 最大十六万二千キロワット

三、対象事業実施区域 岩手県九戸郡洋野町及び久慈市

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 岩手県九戸郡洋野町及び久慈市

五、縦覧の場所・期間 洋野町役場種市庁舎二階企画課企画政策係、洋野町役場中野支所、久慈市役所侍浜支所、岩手県東北広域振興局(久慈地区合同庁舎)一階受付

平成二十九年三月七日(火)から
平成二十九年四月六日(木)まで
開庁時(土・日・祝日を除く)

電子縦覧 <http://www.jwd.co.jp/hirano>

期間 平成二十九年三月七日(火)八時三十分から
平成二十九年四月六日(木)十七時三十分まで

六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、平成二十九年四月二十日(木)までに左記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催日時及び場所(各回一時間三十分程度)

一、開催日時 四月四日(火)十四時〇〇分から
洋野町・中野漁村センター大会議室(九戸郡洋野町中野第十地割二一)

二、開催日時 四月四日(火)十八時〇〇分から
洋野町民文化会館セシリアホール二階研修室
(九戸郡洋野町種市二四一・二四一三)

三、開催日時 四月五日(水)十八時〇〇分から
久慈市侍浜地区農村センター(市民センター)研修室
(久慈市侍浜町向野第八地割三一二)

八、問い合わせ先 日本風力開発株式会社
〒一〇五〇〇〇三 東京都港区西新橋一丁目四番十四号
電話〇三(三三五一)七四八(担当)長谷川、牧山
(土・日・祝日を除く、九時三十分から十七時三十分まで)

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報ひろの平成 29 年 3 月号 (No.135)

陸上風力発電事業に関する「環境 影響評価方法書」の縦覧・説明会

洋野町や久慈市で、日本風力開発㈱が計画している風力発電事業に関して、これから行う環境影響評価の方法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧します。また、事業や方法書の内容について説明会を開催します。

■縦覧書類 (仮称) 洋野風力発電事業 環境影響評価方法書

■縦覧場所 役場企画課 (種市庁舎)、中野支所

■電子縦覧 <http://www.jwd.co.jp/hirono>

■縦覧期間 3 月 7 日(火)～4 月 6 日(木) ※土日祝日を除く開庁時

■意見書の受付 意見がある人は、意見書(任意の様式も可)に氏名・住所・意見を記入のうえ、4 月 20 日(木)までに縦覧場所に設置してある意見書箱に投函するか下記問い合わせ先へ郵送してください(当日消印有効)

■環境影響評価方法書の説明会

日時・場所: 4 月 4 日(火)

①午後 2 時～ 中野漁村センター

②午後 6 時～ 町民文化会館

■問い合わせ先 〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目 4 番 14 号 日本風力開発㈱ 担当: 長谷川、牧山 ☎ 03-3519-7481



○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報くじ平成 29 年 3 月号 (No.265)

■環境影響評価方法書の縦覧

久慈市と洋野町で計画されている
風力発電の環境影響評価方法書の縦
覧と説明会を行います。

●縦覧 ▼期間：4月6日(木)までの
平日開庁時 ▼場所：侍浜支所、
県北広域振興局1階受付

●説明会 ▼日時：4月5日(水)18時
～19時30分 ▼場所：侍浜支所

●意見書の受付：意見書は縦覧場所
に設置した意見書箱に投函くださ
い ▼締切：4月20日(木)

問 日本風力開発(株)

☎ 03・3519・7481

○インターネットによる「お知らせ」

(岩手県のウェブサイト)



黄金の國、
いわて。

文字サイズの変更

縮小 標準 拡大

サイト内検索

Google カスタム検索

検索

配色の変更

音声読み上げ

サイトマップ

Foreign Language

トップページ

震災復興

くらし・環境

産業・雇用

県土づくり

教育・文化

県政情報

現在の位置

[トップページ](#)
[くらし・環境](#)
[環境](#)
[環境保全](#)
[環境影響評価手続状況](#)
[\(仮称\)洋野風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について](#)

読み上げる

読み上げる

くらし・環境

環境

環境保全

鉱業・水資源

大気(測定結果、アスベスト対策など)

水質(公共用水域、地下水、土壌、水生生物調査)

騒音・振動・悪臭

化学物質(PRTS、ダイオキシン、フロン)

公害苦情

環境コミュニケーション

放射能・放射線

環境影響評価

環境影響評価手続状況

その他(施設誘致、条例、データブック、環境関連法便覧)

(仮称)洋野風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

ツイート

シェア

0

ID番号: N53502 更新日: 平成29年3月9日

(仮称)洋野風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

標記事業について、下記のとおり回書の縦覧を行っています。

実施事業者

日本風力開発株式会社

縦覧場所

岩手県庁環境生活部環境保全課

岩手県県北広域振興局

久慈市役所待浜支所

洋野町役場

縦覧期間

平成29年3月7日(火)～4月6日(木)

縦覧時間

いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

その他

下記のリンクからも、回書をご覧いただけます。

<http://www.jwd.co.jp/hirono/>

このページに関するお問い合わせ

環境生活部 環境保全課 環境影響評価・土地利用担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話番号: 019-629-5269 ファクス番号: 019-629-5364

☐ お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

このページのトップへ戻る

前のページへ戻る

トップページへ戻る

表示

PC

スマートフォン

個人情報の取り扱い

ウェブアクセシビリティ

サイトの利用ガイド

リンクについて

岩手県庁 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話番号: 019-651-3111(総合案内)

© わんこま 3741

Copyright (C) Iwate Prefecture Government All Rights Reserved.

- 13 -

(洋野町のウェブサイト)



[TOP > 組織 > 企画課](#)
[TOP > 分野 > 環境・エネルギー](#)
[TOP > 属性 > 参加者・意見等募集](#)

陸上風力発電事業に関する「環境影響評価方法書」の縦覧・説明会について

更新日：2017年3月6日

洋野町や久慈市で、日本風力開発株式会社が計画している風力発電事業に関して、これから行う環境影響評価の方法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧します。
また、事業や方法書の内容について説明会を開催します。

■縦覧書類

(仮称)洋野風力発電事業 環境影響評価方法書

■縦覧期間

役場企画課(種市庁舎)、中野支所

■電子縦覧

<http://www.jwd.co.jp/hirono/>(日本風力開発株式会社ホームページ) 

■縦覧期間

平成29年3月7日(火)～4月6日(木) ※土日祝日を除く(開庁時)

■意見書の受付

意見がある人は、意見書(任意の様式も可)に氏名・住所・意見を記入のうえ、4月20日(木)までに縦覧場所に設置してある意見書箱に投函するか下記問い合わせ先へ郵送してください。(当日消印有効)

■環境影響評価方法書の説明会 日時・場所

平成29年4月4日
 (1) 午後2時～ 中野漁村センター
 (2) 午後6時～ 町民文化会館

■問い合わせ先

〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目4番14号
 日本風力開発株式会社 担当:長谷川、牧山 TEL 03-3519-7481

[戻る](#)

個人情報の取り扱い | お問い合わせ

(久慈市のウェブサイト)



背景色 元 あ あ あ
文字サイズ 小さく 大きく 標準

HOME
市民のみなさまへ
事業者のみなさまへ
市政情報
観光案内

HOME > 市民のみなさまへ > 環境 > 環境関連情報 > 「(仮称)洋野風力発電事業・環境影響評価方法書」の縦覧について

Twitter ツイート
いいね! 0
G+ 0

市民のみなさまへ

「(仮称)洋野風力発電事業・環境影響評価方法書」の縦覧について

久慈市と洋野町エリアにおいて、日本風力開発株式会社が計画している「(仮称)洋野風力発電事業」の環境アセスメント実施方法について定めた「環境影響評価方法書」を、次のとおり縦覧します。
なお、縦覧の詳細及び方法書、要約書については、下記リンク先をご覧ください。

縦覧図書

(仮称)洋野風力発電事業 環境影響評価方法書

縦覧場所

久慈市役所待浜支所および県北広域振興局1階受付

縦覧期間

平成29年3月7日（木）から4月6日（木）まで
※土・日・祝祭日を除く

意見書の受付

平成29年3月7日（木）から4月20日（木）まで

お問い合わせ先

〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目4-14 物産ビル
日本風力開発株式会社（担当：開発本部 酒井・長谷川）
TEL：03-3519-7481

関連リンク： [日本風力開発株式会社ホームページ](#)

担当課情報

部署： 港湾・エネルギー推進課
電話番号： 0194-52-2369

★ ライフシーン

結婚・離婚
妊娠・出産・子育て
入園・入学
就職・退職
転入・転出
医療・救急
高齢・介護
おくやみ

分類で探す

組織で探す

[ページの先頭へ](#)

[お問い合わせ](#)
[このサイトについて](#)
[個人情報保護について](#)
[サイトマップ](#)



久慈市役所
〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号 電話：0194-52-2111（代表） FAX:0194-52-3653
【開庁時間】 午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・休日と年末年始は除きます） [アクセスマップ](#)

- 15 -

(日本風力開発株式会社 環境影響評価ウェブサイト)



Energy for Tomorrow
日本風力開発株式会社
JAPAN WIND DEVELOPMENT Co., LTD.

[・サイトマップ](#)
[・English](#)

[企業情報](#)
[財務・IR情報](#)
[事業案内](#)
[国内外の風力発電所・拠点](#)
[風力発電について](#)
[よくあるご質問](#)

[日本風力開発株式会社HOME](#) > [事業案内](#) > [電子観覧](#)

事業案内
Business guidance

- ☐ ビジネスフィールド
- ☐ 電子観覧

写真ギャラリー



Energy for Tomorrow
イオスエンジニアリング&サービス株式会社
EOS ENGINEERING & SERVICE Co., LTD.

イオス エナジー マネジメント 株式会社
EOS ENERGY MANAGEMENT Co., LTD.

グリーンエネルギーポータルサイト
つくること・つかうこと・えらぶこと
Green Energy Partnership

Fun to Share
みんなでシェアして、
低炭素社会へ。

事業案内
Business guidance



(仮称)洋野風力発電事業に係る環境影響評価方法書

(仮称)洋野風力発電事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」）
方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」）を環境影響評価法第7条の第1項の規定に基づき公表します。
方法書及び要約書は平成29年4月6日（木）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。
※本方法書及び要約書は、Internet Explorer及びAdobe Acrobat製品(正規品)でのみウェブ上で閲覧可能となっておりますので、ご注意願います。

はじめに
表紙と目次
[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
[第2章 対象事業の目的及び内容](#)
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 [3.1自然的状況](#)
 [3.2社会的状況](#)
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第7章 その他環境省令で定める事項
第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
[要約書](#)

（問い合わせ先）
日本風力開発株式会社 電話 03-3519-7481（平日9時30分～17時30分）
担当：長谷川・牧山

[このページの先頭へ](#)

Copyright © Japan Wind Development Co., Ltd. All Rights Reserved.

[よくあるご質問](#) | [サイト使用条件](#) | [個人情報保護](#) | [サイトマップ](#) |

[別紙 4]

○ご意見記入用紙

「(仮称) 洋野風力発電事業 環境影響評価方法書」

閲覧及びご意見用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。